

論 壇

沖縄県の小児医療・保健を取り巻く話題 — 沖縄県小児科医会の立場から — (平成28年)

沖縄県小児科医会

会長 呉屋良信

この十年間に、沖縄県の小児医療は激変したように思います。

1. 2001年沖縄県から始まった『はしか“0”プロジェクト』が全国に広まり、それまで毎年のように発生がみられていた「はしか」の患者が激減し、平成27年3月に日本から麻疹が排除状態であることをWHOより認定されました。

2. 平成18年4月に県立南部医療センター・こども医療センターが開設されました。沖縄県の小児心臓疾患を一つに集約することで治療成績はさらに飛躍し、PICUも出来たことで、これまで救命困難であった患者さんを数多く救ってきました。他にも、未熟児や小児腎臓科、小児神経科、小児血液腫瘍科などが拠点となって他の病院と連携し、急性期疾患だけでなく慢性疾患の患者さんたちのよりどころとなっています。

3. 定期予防接種に新しい4つのワクチン(Hib・小児用肺炎球菌・子宮頸がん・水痘)が組み込まれました。この間に、VPDという言葉が普及し、「ワクチンで防げる病気を積極的に啓発し、子供たちを感染症から守っていこう」が合言葉になりました。これまで沖縄県は、任意の予防接種のみならず定期接種も、接種率において全国でもかなり下位にいました。しかし、沖縄県小児保健協会を事務局とする『はしか“0”プロジェクト』の設立をきっかけに、沖縄県のすべての小児科医と行政(地域自治体や県の健康長寿課、保健所、県衛生研究所)が協力し、また他の協会団体(保健師、看護師、保育士など)の参加・協力を得て、はしかだけでなくすべての予

防接種の接種率も徐々に向上しております。しかし、まだまだ十分な接種率とは言えませんので、今後も小児科医会として予防接種全般の啓発活動に、さらなる努力を重ねていきたいと思っております。

4. 県内の小児医療についてもこの10年間で変化がありました。もともと沖縄県の小児科医はかなり不足していましたが、県立病院を中心に小児科医を多数育て、急性期の病気への対応は徐々に解消されました。琉大病院が出来てからは血液腫瘍疾患も移植医療可能となり、県外まで治療に行かなくても済むようになりました。こども医療センターが出来てからはほとんどの小児医療において、全国でもトップレベルの医療を受けることが出来るようになり、沖縄県は日本でも最も恵まれた医療環境にあると思っております。しかし、「障がいを抱えた子どもたちとその保護者」や小児の「こころの問題」に対する、医療的なケアについては、専門の医師や看護師、心理士、保育士、ケースワーカーなどが十分にそろっておらず、対策が一番遅れている分野だと思っております。平成24年4月には改正障がい者自立支援法と改正児童福祉法の新制度が施行され、こうした子どもたちやその家族への「希望の光」が、少しずつ見え始めているようです。私たち沖縄県小児科医会は、今後もこの分野での課題に積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

5. 日本小児科医会が推進する「地域総合小児医療認定医制度」と「成育基本法」について触れておきます。

日本小児科医会は、将来の地域小児医療を担う人

材育成のために、「地域総合小児医療認定医制度」を定めました。認定に必要な基本条件是（１）「小児科専門医」であること、（２）「日本小児科医会の会員」であることです。認定基準は、下記の地域貢献活動に重きを置き、研修会の参加とともに12項目を単位化して評価します。①小児救急医療、②母子保健・乳幼児健康診査、③予防接種、④学校医・学校保健、⑤乳幼児保健（保育所嘱託医・幼稚園園医）⑥障がい児医療・在宅医療、⑦子どもの虐待・発達障害・子どもの心の問題、⑧子どもに関わる人々のネットワーク構築、⑨育児支援、⑩病児・病児後保育、⑪医学生・臨床研修医への地域研修、⑫生涯教育（講演会・研修会・勉強会）です。

次に「成育基本法」については、日本小児科医会松平隆光会長の発言を引用します。『「成育基本法」は、胎児期、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期を経て次世代を育成する成人期までの健やかな成育環境を保障するものです。特に成育過程で生じる様々な健康問題を切れ目なく包括的にとらえ、それに適切に対応する「成育医療」の充実を目的としています。包含される項目として、1) 次世代を担う成育過程にあるものに対する生命・健康教育の充実、2) 社会、職場における、子育て・女性のキャリア形成のための支援体制構築、3) 周産期母子保健審査と保健指導の充実、4) 周産期医療体制の充実、5)

養育者の育児への参画を支援する制度の充実、6) 国際標準を満たす予防接種などの疾病発症予防対策体制の構築、7) 妊娠・出産・子育てへの継続的支援のための拠点整備及び連携が挙げられます。その他の事項として、子どもの健康審査体制の充実、障がい児（者）・発達障がい児（者）とその家族への支援や、慢性疾患を持つ子どもの、成人への移行体制の整備などが今後検討されます。』私たちは将来の地域小児医療を守るために、「地域総合小児医療認定医制度」や「成育基本法制定」の周知・広報に務め、推進したいと思います。

沖縄県小児医療の地域連携はかなり深まってきましたが、離島・へき地医療、発達障がい・心の問題・児童虐待、在宅医療等々…、小児を取り巻く医療環境の手薄な分野は沢山あり、課題山積といったところです。この困難な医療事情の中でも、「病一病」「病一診」「診一診」の連携をさらに深めて、患者さんへの医療提供の質を益々高めるように努めてまいります。また、乳幼児健診や保育園健診、学校健診へ積極的に参加し、乳幼児や児童の健康管理および保健活動に深くかかわっていきたいと思います。

沖縄県小児科医会は、これからも沖縄県小児保健協会・沖縄県小児科学会の皆様と協力して、沖縄の小児医療・保健の更なる貢献に努めてまいります。